

理事・監事選任の内規

1990年改選より適用
1995年11月25日改正
2001年5月18日改正*
2001年12月22日改正**
2003年12月21日改正***
2004年5月21日改正****

1. 候補者の選考

現理事長、事務局担当理事、各委員会委員長の4名、計6名とその他の会員7名が構成する「理事・監事候補者選考委員会」で選考し、総会に諮る。

その他の会員7名は、理事長、事務局担当理事、組織財政委員長が協議して選び、理事会に諮り、改選1年前の総会に提案して承認を得る。

2. 選考基準

理事

- (1) 理事の数は25名程度とする。
- (2) 就任時、65歳以下とする。
- (3) 任期は2年、再任を認める。
- (4) 同一大学からは、原則として、2名以内とする。
- (5) 選考にあたっては、できるだけ地域、大学等の所属機関、世代、ジェンダーなどを考慮し、また、できるだけ多くの会員に学会運営に参加してもらうため、適宜、交代をはかる。

監事

- (1) 監事は2名とし、上記、理事の(2)(3)(5)の基準を適用する。

理事長

- (1) 再任はできるが、任期は4年を越えないものとする。
- (2) 理事長と事務局担当理事の交代は、原則として、重ならないようにする。

(参考)

理事会の運用

理事会には監事、顧問は出席できるものとする。

顧問制度の運用

理事長経験者、事務局担当理事経験者、その他の理事会の推薦する会員をお願いする。推薦にあたっては、理事長が、事務局担当理事と協議し、上記の該当者から候補者を選び、理事会に諮り、総会に提案し承認を得る。

* 顧問制度の運用に関し、「65歳以上の」を削除

** 理事に関し、「(6)現理事長は、退任後、一期は、上記(2)(4)(5)にかかわらず、理事に選ぶものとする。」を削除。また、理事長に関し、「(2)理事長と事務局担当理事の交代は重ならないようにする。」を、「(2)理事長と事務局担当理事の交代は、原則として、重ならないようにする。」に変更。

*** 理事に関し、(1)数を「25名以内」から「25名程度」に変更。(4)理事を同一大学から「2名以内」を、「原則として2名以内」に変更。(5)考慮すべき要素に「ジェンダー」を加え、「バランス」を削除。

**** 監事に関し、「上記、理事の(2)(3)(4)(5)の基準を適用する」の、(4)を削除。